

青森県報

第七百四十六号

令和六年
四月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障 祉 が 課 い) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 二
- 特定農業用ため池の指定の解除…………… (農 村 整 備 課) …… 三
- 教育委員会
- 県文化財の指定及び追加指定…………… (保 文 護 化 課 財) …… 三
- 公営企業
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (総 病 務 院 課 局) …… 三

告

示

青森県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人みやぎ会	生活介護	多機能型事業所 大石の里	令和六・三・三一
主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
八戸市大字河原木字八太郎山一の八一		弘前市大字百沢字東岩木山三一三八の二	

青森県告示第二百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

社会福祉法人あしるど	五所川原市大字稲美字稲葉三八の一三	共同生活援助	グループホームびーた	五所川原市若葉三丁目四の三	令和六・三・三
------------	-------------------	--------	------------	---------------	---------

青森県告示第二百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十一項第二号の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人恵徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	地域移行支援	相談支援事業所	上北郡東北町字古屋敷四五の一	令和六・三・三	〃
社会福祉法人恵徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	地域定着支援	相談支援事業所	上北郡東北町字古屋敷四五の一	〃	〃

青森県告示第二百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定辞退年月日
I&H東青森薬局	青森市南佃一丁目二の五	〃
医療法人芙蓉会メンタルクリニック ラ・ボム	青森市緑三丁目九の二	令和六・三・三

青森県告示第二百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人幸福喜会	弘前市大字外崎三丁目一の一〇	多機能型事業所ルアナ大開	児童発達支援	弘前市大字大開三丁目六の一	令和六・四・一	〃
社会福祉法人幸福喜会	弘前市大字外崎三丁目一の一〇	多機能型事業所ルアナ大開	放課後等デイサービス	弘前市大字大開三丁目六の一	〃	〃
株式会社なでし子	東京都中央区銀座四〇六	児童発達支援	放課後等デイサービス	弘前市大字田町五丁目七の一	〃	〃
株式会社なでし子	東京都中央区銀座四〇六	児童発達支援	放課後等デイサービス	弘前市大字田町五丁目七の一	〃	〃

株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 タワーハイツ 銀座四〇六	放課後等デイサービス	ポコアポコ 堅田	弘前市大字田町五丁目七の一	〃
社会福祉法人つがる福祉会	つがる市豊富町七 屏風山一の二九	児童発達支援	児童発達支援事業所こどもの森	つがる市豊富町七 屏風山一の二九	〃
株式会社スマイルタカラ	上北郡おいらせ町上久保六一の一六	保育所等訪問支援	スマイルはあと	上北郡おいらせ町青葉六丁目五〇の一七二	〃

青森県告示第百二十五号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定により指定した特定農業用ため池について、次のとおりその指定を解除したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定解除年月日
第2小森山	弘前市大字百沢字東岩木山一八三三の一、一八三三の二	令和六年三月三十一日
第三小森山	弘前市大字百沢字東岩木山一八三三の一	〃

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、及び県重宝に追加指定する。

令和六年四月八日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
県重宝	旧石戸谷家住宅	一棟	弘前市大字川合字岡本一六〇の一	弘前市
県重宝	小田八幡宮八脚門	一棟	八戸市小田二丁目二の一	宗教法人八幡宮

二 県重宝に追加指定するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
県重宝 (一括)	鹿島沢古墳群出土品	三六点	八戸市大字根城字東構三五の一	八戸市

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年四月八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。
第二十一条第一項第十一号を次のように改める。

十一 生後満一年六月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合 一日二回それぞれ六十分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三号及び第十四号において同じ。）が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、一日二回それぞれ六十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

第二十一条第一項第十三号及び第十四号中「妻」を「配偶者」に改め、同項第十五号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項第十九号中「四日」を「五日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭